

# 学術を発展させる 法人制度を目指して

## —公益法人制度10周年—

2008年12月1日に施行された公益法人関連3法は、2018年11月末に十年を迎えた。この間、学術界においては、日本学術会議が学協会の法人化を支援し、理学・工学の約5.5割、生命科学の約4割、人文社会学の約1割の学協会が法人格を取得してきた。

法人化した学協会からは、運営透明化の評価がある一方、法人化に伴う管理業務の増加、資金運営や公益認定に関わる新たな制約が指摘されている。2018年3月の理学・工学系学協会連絡協議会では多くの学協会が、法人化に伴う問題を指摘し、学術団体の特性にふさわしい法人制度への見直しを強く求めていることが判明した。会員数が減少している昨今、公益社団法人となった学協会からは、収支相償規制と公益目的事業の新規立ち上げに関する制限が、学協会の発展を阻害し、危機的な状況を招いているとの声が上がった。

学協会は、研究者相互の研鑽、研究成果の発表、知識の交換、国内外の学協会の連絡の場として、大学等の研究機関を越えてわが国の研究活動を支える基盤である。日本の科学技術の発展と国際的地位の向上には、学協会の活性化と機能の強化が必要である。

日本の科学技術の低迷の背景には、学協会の弱体化があり、その要因には法人制度の過剰な規制と煩雑な手続きがある。つまり、日本の科学技術を発展させ、国際的地位を向上するためには、法人制度の見直しが必須である。

公益法人関連3法の施行から十年を迎えるにあたり、当時の公益法人改革の成果を検証するとともに、改革によって生じた負の側面への対応を検討すべき時期に来ている。

本特集では、科学者コミュニティの代表であり法人化を支援してきた日本学術会議が、公益財団法人日本学術協力財団とともに、学協会に焦点を当て、法人制度の改善案を提案する。なお、公益法人全体については、公益法人協会が、日本学術会議と方向を同じくする提言を2018年11月末に出されている。

本特集が、学協会の運営の改善を通して、日本の科学技術の再興につながることを願う。

日本学術会議第三部会員・学協会連携分科会委員長  
慶應義塾大学特任教授  
米田雅子

# 公益法人改革10年

## —学協会の課題と日本学術会議の対応

米田雅子・菱田公一

### はじめに

2008年12月に公益法人制度改革関連3法「一般社団・財団法人法」「公益法人認定法」「関係法律整備法」が施行されてから、十年が経過した。この間、日本学術会議の支援のもとで、比較的規模の大きい学会の多くは「一般社団」または「公益社団」に移行したが、法人運営は厳しい会計規制や煩雑な管理業務を伴っていた。2018年3月の理学・工学系学協会連絡協議会において、法人運営による透明化を評価する一方で、会計規則の緩和や管理業務の簡素化への強い要望があることが明らかになった。これらの問題を踏まえ、公益法人制度改革十年目の節目に当たり、学術分野に相応しい法人制度の見直し、改善等に向けた提言を出すことにした。

公益法人の運用の改善は公益法人全体に当てはまる課題であるが、日本学術会議の性格上、学協会を対象に絞った提言にした。なお、公益法人全体については、公益法人協会が「公益法人制度改革提言に関する報告書」を平成30年11月27日に、内閣府公益認定等委員会に提出された。報告書の内容は、日本学術会議の提言と同じ方向を示している。

### これまでの日本学術会議の取り組み

旧制度で法人格を有していた団体が、新しい

法人として認定を受けるために5年間の移行期間が設けられ、2013年11月末までに、20,729法人が移行申請を行った。これら法人のうち、9,050法人（43.7%）が公益社団・公益財団法人へ移行認定され、11,679法人（56.3%）が一般社団・一般財団法人への移行認可を得て、新制度の下での法人運営が始まった。

移行期間中に、学術の分野においては、日本学術会議の学協会の機能強化方策検討等分科会が、旧制度で法人格を有していた学協会の移行支援や、法人格を有していない学協会に対して新制度の説明などを積極的に行った。

この背景には、2005年10月に日本学術会議の新体制が発足し、会員選考が学協会の推薦から日本学術会議会員自らが次の会員を選出する方法に移行したことがある。日本学術会議と学協会との関係が変化したため、科学者委員会の下に「学協会の機能強化方策検討等分科会」（以降「学協会機能強化分科会」とよぶ）が設置され、学協会の自己改革や機能強化に向けた支援、学協会と日本学術会議の連携のあり方などが検討されていた。この間に次のような調査、シンポジウム、対外報告、提言公表が精力的に行われ、その中で、当時進行していた公益法人化が重要なテーマとなった。

- ① 2007年2月～3月 「学協会の機能強化検討のための学術団体調査」
- ② 2007年3月16日 シンポジウム「これか



常勤委員が任命され、事務局主導の審査から委員主導の調査へと移行した。運用のガイドラインやFAQができ、制度は条件付きで少し緩和された部分もあるが、制度発足当初の厳しいルールが多く残っている。

---

### 学協会の法人化の現状と課題

---

平成29年度日本学術会議協力学術研究団体実態調査によると、協力学術研究団体の総数2,018のうち、公益社団法人122(6.04%)、一般社団法人は435(21.55%)、公益財団法人8(0.40%)、一般財団法人10(0.50%)、特定非営利活動法人54(2.67%)、社会福祉法人1(0.05%)、任意団体(法人格なし)1,388(68.75%)である。分野別にみると、人文社会系の第一部は約1割、生命科学系の第二部は約4割、理学工学系の第三部は約5.5割の学協会が法人格を取得している。なお、第三部の社団法人のうち約4割は公益社団法人である。

日本学術会議第三部拡大役員会は、平成30年3月の理学・工学系学協会連絡協議会で、同協議会を構成する83の学協会に質問状を送付し、学協会法人化問題等に関する意見を求め、59学協会(71%)から回答を得た。これら学協会の意見においては、法人運営による透明化の点でこの度の制度改革を評価する意見が出される一方、多くの学協会が、法人化に伴う様々な問題を指摘し、学協会の特性に相応しい法人制度への見直しを強く求めていることが判明した。

多くの学協会において会員数が減少する中で、公益社団法人となった学協会からは、収支相償

規制の厳格さや公益目的事業の新規立ち上げに対する制度上及び手続き上の制約が学協会の持続性と発展性を阻害し、危機的な状況を招いているとの声も挙がった。一般社団法人となった学協会からは、法人運営の簡素化の要望が挙がった。また、中小規模の学協会に相応しい簡素な法人制度が必要との声や、さらに、複数の学協会の連携組織体の資金管理上の問題の指摘もあった。

このため、学協会連携分科会に、2018年8月に学協会法人化問題検討小委員会を設け、この問題に取り組み、提言を発出した。

---

### 公益法人改革の余波を受けた学協会

---

学協会の新法人移行を支援した学協会機能強化分科会の取り組みを振り返る時、「所管府省主導により運営されてきた法人」の改革に巻き込まれた感が否めない。新法人の厳しい会計基準、移行時の公益認定等委員会の事務局担当者の厳格な姿勢には、旧主務官庁制度の廃止への意図があったと思われ、会費収入で自律的に運営される学協会は、法人改革の念頭になかったのである。

公益法人制度は、本来、公益活動の健全な発展を促進させるための法律である。現在、日本には多種多様な公益法人があり、それぞれの立場で社会を支えている。過度の規制は、日本の公益活動の力を削いでしまいかねない。日本学術会議の提言は学協会に焦点を当てているが、この提言が、公益法人制度全体の見直しになることを強く願う次第である。